

ナート フィナンシャル・ジェロントロジーについて

「令和」の時代が始まり、日本は新たな未来へ第一歩を踏み出しましたが、迎える未来は本格的な 高齢化が進む超高齢社会といっていいでしょう。

そうした中、老齢期及び高齢化のプロセスを研究するジェロントロジー(老年学)と金融研究を組み合わせた「フィナンシャル・ジェロントロジー」の研究が進んでいます。

フィナンシャル・ジェロントロジーが目指す課題は「高齢期をいかにして安心して生き抜いていけるか」ということだと考えます。今回は、フィナンシャル・ジェロントロジーの研究内容を把握し、今後考えるべきことを整理してみました。

1. はじめに

「高齢投資家の保護については、これまでも販売会社における態勢整備が進められているが、フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)の進展も踏まえ、よりきめ細かな高齢投資家の保護について検討する必要があると考えられる。」これは、金融庁が平成29事務年度金融行政方針で、「フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)」を初めて取り上げた一節です。

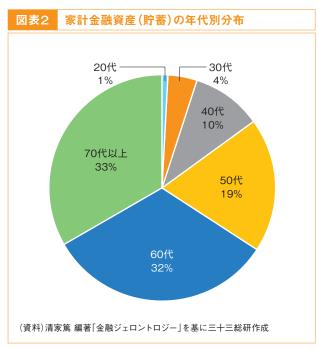
日本では、総人口に占める65歳以上人口の割合が27.7%(2017年10月1日時点)となるなど、高齢化が急速に進展しています(図表1)。三重県はどうかといえば、65歳以上の老年人口割合は29.0%と全国水準を上回っていますから、高齢化という観点でみれば三重県は深刻な部類に属するといえるでしょう。三重県内の高齢化率は、南伊勢町、

大紀町、紀北町の順に高く、県南部地域の6市町は40%以上となっています。

4月には、国立社会保障・人口問題研究所が、2040年までの都道府県別の世帯推計を発表しましたが、世帯主が65歳以上の「高齢世帯」が全世帯に占める割合は三重県で2020年に4割を超えると予測しています。2040年には三重県は46.3%、一方、全国では44.2%まで上昇すると予測していますから、将来的にみても三重県は全国を上回るペースで高齢世帯が増えるとみられます。

少子高齢化が進む中、高齢者に偏る日本の金融 資産という現実があります。金融資産の年代別の 分布をみると、図表 2 (次頁)のとおり、60歳以上 の世代が貯蓄の6割以上を保有しています。人口 分布では65歳以上でみても全体の3割弱を占め るまでになっていますから、金融資産の保有は高 齢者に偏っていることは紛れもない事実です。





こうした高齢化の進展により、高齢世代にお ける資産管理の重要性が一層増す中、近年注目 が高まりつつあるのが、「フィナンシャル・ジェ ロントロジー(金融老年学)」です。フィナンシャ ル・ジェロントロジーは、加齢に伴う身体能力や 認知能力の変化が経済・金融行動にどのような 影響を与えるかを研究する分野横断的な学問領 域であり、日本では大学と民間金融機関・シンク タンクなどが連携することによってさまざまな 研究が始まっています。

本レポートでは、現時点でのフィナンシャル・ ジェロントロジーの研究の内容を把握し、今後考 えておくべきことを整理してみたいと思います。

2. フィナンシャル・ジェロントロジーという 学問が生まれてきた背景

フィナンシャル・ジェロントロジーとは、 「ジェロントロジー」と金融が交差する学問領域 です。ジェロントロジーは、生物学、医学、保健、 介護、教育、心理学、社会学、テクノロジーなど多 岐にわたる分野にまたがり、老齢期及び高齢化の プロセスを学問的に捉える学問分野を指します。 老齢期が多くの人々にとって人生の長期にわた る部分を占めるようになったこと、人口高齢化と 共に社会全体への影響力が増大したことなどが、 このようなアプローチの重要性が増す背景です。

フィナンシャル・ジェロントロジーは、ジェロ ントロジーの複数分野にわたる研究に立脚しつ つ、個人それぞれが所有する金融資産には「資産 寿命 | がある、という考え方が追加された点が重 要です。長寿化が進めば「生命寿命」が長くなり、 「資産寿命」が「生命寿命」に届かないリスクが出 てきます。確かに一人一人が老後に備えること は昔から行われてきたことですが、フィナン シャル・ジェロントロジーの考え方を軸として、 社会全体での長寿化に学術的側面から踏み込ん だことに意味があります。

近年、「健康上の問題で制限されることなく日 常生活が送れる期間」である「健康寿命」を伸ば して、生命寿命との差異を縮めることが重視さ れてきていますが、これからは、健康寿命と同様 に可能な限り資産寿命を伸ばして、生命寿命と 限りなく一致させることの重要性が増していく はずです(図表3)。

図表3 生命寿命・健康寿命・資産寿命の伸長 生命寿命 20世紀における驚異的な生命寿命の伸長 健康寿命 資産寿命 可能な限り長期にわたる、 可能な限り長期にわたる、 十分な心身の健康維持 十分な全融機能の維持 (資料)清家篤 編著「金融ジェロントロジー」を基に三十三総研作成

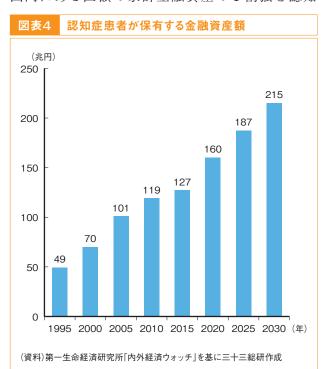
資産寿命の伸長に向けて、具体的には何が必 要になるのでしょうか。個人それぞれが所有す る金融資産の多くは銀行など、いわゆる金融 サービス業といわれる業種に預けてあります。 ですから、この金融サービス業という業種に よって、円滑にサポートを受けられるための「事 前設定」が重要になってくるとみられます。例え ば、高齢者自身が、金融及び医療関連の重要情報 を整理しておき、自分が意思決定を下せなく

なった場合に、誰にどのような権限を委任した いのかを事前に設定し、関係者に周知しておく といったことが必要になってくるでしょう。「事 前設定 |を行っておくことによって、「振り込め 詐欺 | などの詐欺被害の防止はもとより、本人が 認知症などによって、自分の従前の意思に反す るような行動を取ってしまうことの未然防止に もつながるでしょう。

3. 認知症患者が1割の金融資産を 保有する近未来

(1)認知症患者の増加

高齢化が一層進んでいく中で、認知症患者の 増加が予想されています。2012年に462万人と 推定される認知症患者は、2030年には744万人 に達するといわれています。日銀が3月に発表 した資金循環統計(速報)によれば、日本には 2018年度末時点で1,830兆円の家計金融資産が あり、その多くは前述したとおり高齢者世帯が 保有しています。こうした中で、認知症患者の保 有する金融資産も増えていくことが予想されま す。あるシンクタンクの試算によれば、その額は 2015年度末時点で127兆円に上り、2030年度時 点では215兆円に達するとのことです。つまり、 国内にある巨額の家計金融資産の1割強を認知



症患者が保有する現実が目前ということです (図表4)。

認知症患者の金融資産額の増加によって懸念 されるのは、金融資産がフリーズし、生きた経済 活動に回らなくなることです。金融資産が高齢 者自身の個人消費に回りにくくなると考えられ るほか、有価証券に投資されている金融資産が 塩漬けになる懸念もあります。

前章で触れた「事前設定」は、特に認知機能低 下に対して有効であると考えます。一般個人が 認知機能低下について正しく理解し、適切な診 断が得られるようにして、そうした状況のもと でも金融活動などが不能にならなくて済むサ ポート体制を事前に講じておくことが重要で す。認知機能低下が多大な影響を与える資産管 理についても、金融機関のサポートを得つつ、資 産寿命の伸長を目的とした資産管理計画を策定 し、後見制度の利用促進も検討するなど、事前措 置を講じておくことができるはずです。

(2) 認知症患者増加に対する政府の動き

前述したとおり、認知症患者の増加は避けて 通れない問題ですが、認知症の発症を遅らせよ うとする政府の取組も進められています。

6月に政府が決定した認知症対策の新大綱 は、認知症の人が暮らしやすい社会を目指す「共 生 | とともに「車の両輪 | と位置付けた「予防 | を 柱としています。そして新たに予防に関する定 義を、「認知症になるのを遅らせる | 「認知症に なっても進行を緩やかにする」としました。具体 的には運動、生活習慣病の予防、人との交流と いった認知症の予防に役立つ可能性を示唆する 取組を推進するとし、今後、認知症の発症や進行 の仕組みを解明するため科学的な証拠を収集 し、予防・診断・治療法の研究開発を進めると述 べています。

4. 高齢者の判断能力をめぐる法的背景

従来、民法には、禁治産・準禁治産制度が存在 していましたが、本人による法律行為を制限し、 財産を保全することに力点が置かれ、本人の支 援・保護の制度としては不十分なため、実際の利 用も多くありませんでした。そこで、1999年に民 法上の制度改正を行うと共に、「任意後見契約に関する法律」を制定し、2000年4月から現在の成年後見制度がスタートしました。成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに大きく分けられます。

まず「任意後見制度」ですが、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ本人自ら選んだ「任意後見人」に、代わりにしてもらいたいことを「任意後見契約」で決めておくという制度です。次に「法定後見制度」ですが、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる制度です。「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、本人の判断能力に応じて選べるようになっています。

成年後見制度の利用者数は、徐々に増加してはいるものの(2017年末時点で21万290人、図表5)、前述した認知症高齢者の数(2012年の推計で462万人)と比べると、成年後見制度は判断能力が不十分となった高齢者の法律行為を十分にサポートしているとはいえません。成年後見制度の運用には様々なコストが必要になるとはいえ、高齢者の権利擁護の観点からも、成年後見制度の活用を進める方策が検討されるべき時期にきています。

成年後見制度の利用が十分進んでいない原因は、法制度の不備と支援体制の問題が考えられ、これまでも様々な提言が行われてきました。ただ、法定後見制度は、本人意思尊重という理念に叶う制度として導入されている側面もあり、利用を促進させるための法改正は難しいのかもしれません。

成年後見人制度の利便性、信頼性を高めて利用を促進することも大切ですが、より抜本的な解決策は、高齢者の金融資産を積極的に若年層に回していくために何をすればよいかを考えることに尽きます。そのため、生前贈与をより促進する税体系を構築すべきとの考え方もあります。現行の税制度では、住宅資金や教育資金など一部を除いて、控除額の違いなどから、贈与税は相続税よりも基本的に高くなりやすい制度設計になっており、死亡時まで金融資産を保有し続けるインセンティブが存在しています。



今後確実に進む高齢化の中で、多額に上る家計金融資産を経済活動に資するものにするため、フィナンシャル・ジェロントロジーが研究する課題は、その部分に集約されてくるのではないかと推察します。

(資料)最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

を基に三十三総研作成

5. フィナンシャル・ジェロントロジーに関する 金融機関などの動き

学会や産業界も動き出しました。ここで重要なのは、高齢者を年齢などで一律に区切るのではなく、その人の状況にあったサービス提供の可能性を検討する動きであるという点です。

慶応義塾大学、野村ホールディングス(㈱および三菱UFJ信託銀行(㈱は、昨年10月にフィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)の一般社会における知識普及およびその知見を、金融サービス等に応用できる人材の育成を目指して共同研究会を立ち上げ、協議を行ってきました。そして今年4月、(一般社団法人)日本金融ジェロントロジー協会を設立したと発表しました。6月には初会合を開き、認知機能などが低下した顧客の生活を支える商品やサービスの開発を金融機関に促すため、研修プログラムや資格制度を創設する方針を確認しています。

昨年、共同研究会発足時に上記3社は、「急速

な少子高齢化・長寿化が進む中、豊かな老後のための個人の金融資産を形成し、管理していくことが非常に重要な課題である。そのためには、高齢化・加齢に伴う身体機能や認知機能を理解し、資産管理に生かしていくことも必要になってくる。」と述べていました。そして、この課題に真摯に向き合い、フィナンシャル・ジェロントロジーに関する知識の習得・拡大を目指す金融機関の賛同を求めていくとの意向を示しました。

銀行の営業は、コンサルティング部門を強化していくことが大きな流れとなっています。メガバンクを中心に、銀行の店舗をコンサルティングの場に変革し、顧客の日常取引の利便性を高めるため、デジタル化の推進も進めていますが、デジタル化のメリットは、スマホを結構な割合で所持している高齢者にとって大きなものがあるという考えが背景にあるのだと思います。そして、銀行の従来の営業のやり方、発想の延長線上だけでは、高齢者を中心とした顧客のこれではないかという危機感があるのではないでしょうか。

6. 高齢期における資産管理の課題

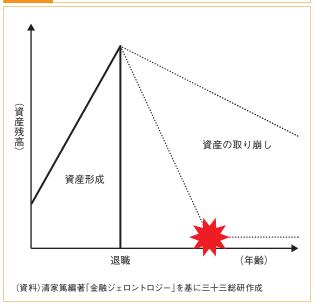
(1)人生100年時代

そもそも「人生100年時代」とは、ロンドン・ビ ジネス・スクール教授のリンダ・グラットン、ア ンドリュー·スコット共著の「LIFE SHIFT 100 年時代の人生戦略」の中で提唱された言葉です。 世間一般では、高齢者の大半が100歳近くまで生 きるかの如く思い込まれている面もあり、そこ は冷静にみなければなりません。しかし老後の 過ごし方に従前のやり方が通用しないのは間違 いありません。その最たるものが公的年金を含 む社会保障制度です。日本の社会保障制度は、世 代間の支え合いを基本理念とします。わかりや すくいえば、今の年金制度は現在の現役世代の 納める保険料で現在の高齢世代の年金給付を賄 う賦課方式をとっており、急激な少子高齢化の 進行が年金財政難につながるのは火を見るより 明らかです。

これに対応すべく、2004年の公的年金改革では「マクロ経済スライド」と呼ばれる自動的な給

付抑制措置が導入されるなど、将来的にも公的 年金の役割の後退は避け難い状況にあります。 従って、多くの国民が現役時代に貯蓄した資産 を元手に、高齢期を生き抜くことが現実の姿に なります。これまでも老後のための貯えは行わ れてきましたが、その重要性は一層増すと同時 に、より洗練された手法が求められるというこ とです。要するに、引退後も一定程度の運用を継 続しながら、適切なペースで資産を取り崩し、医 療・介護を含めた必要な経費を賄っていくこと が各人に求められるということです。すなわち、 資産を「運用しながら取り崩す」という作業で す。その際、難しいのが、「取り崩す」という部分 において、人は自分が何歳まで生きられるか分 からないということです。ズバリいえば、金融資 産だけで高齢期の生活を賄えない恐れがありま す(図表6)。60歳代の保有資産の約6割が住居・ 宅地であるといわれていますから、住宅資産を 金融資産として流動化する必要性も今まで以上 に求められるでしょう。こういった部分にも フィナンシャル・ジェロントロジーの研究領域 が踏み込んでいき、広く国民に理解してもらう 意義は大きいものがあります。

図表6 資産枯渇回避の重要性

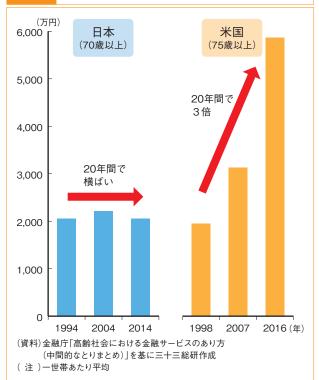


(2) 資産運用の現状(日米比較)

高齢期における資産運用が重要と述べましたが、決して容易なことではないと認識しておかなければなりません。図表7は日本と米国のシ

ニア層の資産を比較したものですが、その差は 歴然としています。米国は、退職口座(IRA、 401k等)、投資信託を中心として、退職後も含め 現役時代から資産形成を継続し、退職世代等の 金融資産は過去20年で約3倍に増加していま す。一方、日本の家計の金融資産は過去20年間伸 びておらず、直近では退職世代等の保有する世 帯当たりの金融資産は米国の半分以下となって います。





7. さいごに

高齢化という地殻変動は、株式市場にとっても深刻な問題です。日本の個人株主数は1,900万人程度といわれています。この個人投資家達の年齢についての正確なデータはありませんが、ある中堅証券会社では、平均年齢が70歳を超えたというところもあり、また、あるシンクタンクによれば、株式や投信などリスク資産の比率が最も高いのは70歳以上であるとの指摘もあります。日本の株式市場の一端を支えてきた個人投資家は、保有する株式をうまく相続人にバトンタッチしていかなければ、激減していくかもしれません。

今後は、高齢者を合理的な投資行動や消費行動に導いていくことが重要な政策課題になると考えます。そのためにも、高齢者各々が自らの人生設計に関する正しい情報を共有し、「人生100年時代」という言葉による過度な不安に起因した悪循環を回避するためにも、フィナンシャル・ジェロントロジーの進展は重要です。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年にかけて、急速に増大すると予測される医療・福祉ニーズへの対応は、日本の経済社会の持続可能性を脅かすものとなりかねません。しかし、他方で、そうしたニーズに応えるための保健・医療をどを適切に行うことができれば、それは次世代を中産業の創出にもつながります。特に銀行を理をせポートするような商品、サービスを提供することで、お客様、そして社会全体に対して多大な貢献ができるはずであり、その責任も大なものがあります。同時に、自らのビジネス機会を拡張し、高齢社会における活躍の場を得ることにもつながります。

フィナンシャル・ジェロントロジーの今後の研究内容を把握することに努め、「資産寿命」という考え方をベースとして、高齢者に対してどのようなサービスが行っていけるのか、人材育成を含めて適切に対処していくことは、「令和」の時代における新たなビジネスモデルの確立につながる可能性を感じます。

三十三総研 常務取締役 尾崎 俊介

<参考文献>

- ・「金融ジェロントロジー」清家 篤:編著
- · 「平成29事務年度金融行政方針」金融庁
- ・「経済がわかる論点50」みずほ総合研究所:編
- ・「内外経済ウォッチ」第一生命経済研レポート
- ・「NEWS Release」慶應義塾大学ほか2社
- ・「統計からみた我が国の高齢者」総務省統計局
- ・「高齢社会における金融サービスのあり方」 (中間的なとりまとめ)金融庁
- ・「リサーチ TODAY」みずほ総合研究所
- · 新聞各紙